

学校で予防すべき感染症の出席停止の基準

砺波市教育委員会

感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第18条)		出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
第二種	中東呼吸器症候群	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	特定鳥インフルエンザ	
	指定感染症及び新感染症	
	インフルエンザ	
	百日咳	
	麻しん	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	
	風しん	
	水痘（みずぼうそう）	
	咽頭結膜熱	
第三種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	感染性胃腸炎	
その他の感染症	サルモネラ感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	カンピロバクター感染症	
	マイコプラズマ感染症	
	インフルエンザ菌感染症	
	肺炎球菌感染症	
	溶連菌感染症	
	伝染性紅斑（りんご病）	
	R Sウイルス感染症	
	E Bウイルス感染症	
	単純ヘルペスウイルス感染症	
	帯状疱疹	
	手足口病	
	ヘルパンギーナ	
	A型肝炎、B型肝炎	
	伝染性膿瘍疹（とびひ）	
	伝染性軟屬腫（水いぼ）	
	アタマジラミ症	
	疥癬（かいせん）	
	皮膚真菌症	
	など	

学校保健安全法施行規則（令和5年5月8日から施行）を基に作成